

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：33923

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02441

研究課題名(和文) 教育費負担と労働・社会保障の適切な組み合わせに関する法的、比較制度的研究

研究課題名(英文) Legal and comparative institutional research on the appropriate combination of educational cost-sharing and labor/social security

研究代表者

田中 秀佳 (Tanaka, Hideyoshi)

名古屋経済大学・人間生活科学部教育保育学科・准教授

研究者番号：00709090

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、教育の無償性の具体的制度形態を構想することを目的とし、今日展開される「教育の無償化」政策における教育財政システムの課題を明らかにするため、教育財政だけでなく、労働・社会保障システムの法学的・比較制度論研究をおこなうものである。本研究の意義の一つは、労働・社会保障分野のシステムの課題を解消しなければ、本研究の対象である教育の無償化の課題の解明だけでなく、種々の教育問題自体の解消に至らないことを示すことにある。しかし各年度報告にある通り、当初の研究計画の遂行に至らなかったため、補助期間を終了以降も継続して上記研究を進行している段階にある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、人権としての教育という規範論を制度論として捉えることに加え、いわゆる「教育問題」そして「保育問題」は、その前提に労働・社会保障システムの問題が存在し、前者の解消のためには後者の解消が不可欠であるという観点を提示することである。教育・保育現場の問題は教育・保育関係者が当事者として対応し、教育条件の不十分さには教育財政による対応がなされるのが通常であるが、それは問題の本質的解消にはならず、弥縫的対応に終始してしまうこととなる、とさえ言っている。これまで及び近年とられてきた教育政策の限界性を示すこと、問題の構造と本質を正確に捉え直すことが、本研究の意義の一つである。

研究成果の概要(英文)：This study aims to envision a concrete institutional form for free education, and conducts legal and comparative institutional research not only on education finance but also on labor and social security systems in order to clarify issues in the education finance system in the "free education" policy that is being developed today. One of the significance of this research was to show that without resolving the issues in the labor and social security systems, not only the issues of free education, the subject of this research, but also various educational issues themselves will not be resolved. However, as indicated in the reports for each fiscal year, the initial research plan could not be carried out, and being still in the process of continuing the above research after the end of the grant period.

研究分野：教育制度論

キーワード：教育財政 教育制度 福祉としての公教育

## 1. 研究開始当初の背景

わが国の公教育費支出における公費負担比率の低さ/私費負担比率の高さについては、数多くの批判的研究がなされてきており(田中 2012) とくに近年は貧困問題の文脈でその問題性が指摘されてきた。このような中、政府は幼児教育については 2019 年から、高等教育については 2020 年からの「無償化」政策を決定した。既に 2010 年から「高校無償化」政策が開始されており、これらの一連の政策は公費負担の増大、私費負担の縮小という面を持っている。しかし、本来の「無償化」とは、国際人権法によれば普遍的な給付を意味するものである(田中 2014) が、(1) 受給対象が限定された給付であること、(2) 現物給付ではなく現金給付であり、その給付額では教育サービス包括をカバーできないため私費負担が残ることなどから、現行制度は本来の無償性の制度原理とは異なるものとなっている(田中 2019)。

理念としての教育の無償性が、わが国において具体化されてこなかった、そして今次の教育改革においても不十分なものであり続けてきた。この要因は、(1) 教育財政法制のわが国独特の複雑さと、そのために発生する(2) 私費負担の公教育費への混在にある。そして、この特質の「入口」となっているのが、公教育費の歳入構造であり、歳入構造の特質を明らかにするには、公費については教育財政にとどまらない税制全体の分析、そして私費については授業料、学校徴収金、そして保育料など利用料の分析が必要となる。

これらに関して、日本の教育費構造のマクロな指摘や、公教育における私費負担の実態については明らかにされてきた。しかし、わが国の公教育費の歳入構造の特質を明らかにするための、(1) 税制を含めた法律・制度の諸外国との比較の観点での詳細な分析、(2) 諸外国において教育サービスの受給者が教育機関に対して支払う対象と費用の具体的な内容については、十分になされてこなかった。

さらに、これまでの研究においては、概して「教育の無償化 = 公教育費の拡充」と把握されてきたが、必ずしもそれは定式化されるものではない。例えば、保育・幼児教育のニーズの高まりの背景には、わが国の労働環境の変化によって子育て・教育に保護者が関われない状況が発生していることがあるが、保護者が直接的に子育て・教育に関わる時間がより確保されれば、必要となる保育施設・職員・サービスは減ずることとなり、「待機児童問題」や「幼児教育の無償化」といった教育・保育問題は、単に公教育費を拡充させれば良いということにはならない。つまり、教育費にかかわる教育問題の本質的解明においては、教育財政法制のみを対象とするのではなく、(3) 労働システムや社会保障システムと教育財政システムとの相関性や整合性を分析する必要があるが、そのための法的、比較制度的研究の蓄積は不十分な状況にあった。

## 2. 研究の目的

本研究は、わが国において教育の無償性の具体的制度形態を構想することを目的とし、今日幼児教育から高等教育にわたって展開される「教育の無償化」政策における教育財政システムの課題を明らかにするため、公教育費の歳入構造と、労働・社会保障システムの法学的・比較制度論研究をおこなう。

これまで、教育の無償性の理念は広く認識されてきたものの、その具体化については法制度として不十分なものである状況が続いてきた。その結果として顕在化したのが、近年の経済状況のもとでの「子どもの貧困」問題である。それでもなお、(1) 投資あるいは消費としての教育という観点からの受益者負担論、(2) 無償化は高所得層にとって所得移転額が大きく所得格差の拡大につながるという逆進性、(3) 厳しい財政状況のもとで福祉国家型財政の展開は不可能、などの指摘が根強く存在する。

これらの批判に対して、(1) 社会的収益としての有効性を指摘しうる一方、その計算手法は確立されおらず政策論として不十分なものであること(田中 2014)、(2) 累進課税制度によって解消されうること、そして、(3) そもそも日本が福祉国家型財政と類型するに足る財政支出をしてこなかったこと(田中 2011)

などの再指摘ができるが、制度の具体化を構想するに至るまでは、多くの検討課題を有する。

これまでの先行研究として、各国な数量的なデータはOECDなどの統計で、また各国の教育財政についても多くの研究成果はある。しかし、これらは諸制度をマクロ的に示したものに過ぎず、教育の無償化が進展している国において、(1)教育財政システムの根拠法や、租税およびその他の歳入が、いかなる法制度によって教育支出として政府間財政移転されるのか、あるいは教育機関に支出されるのか、(2)私費負担の範囲、費目および費用の詳細についての研究はなく、教育財政法制や、私教育費支出に関する比較法制的分析はなされてこなかった。

さらに、公教育ならびに私教育の態様については、教育法制だけではなく、労働法制や社会保障法制に規定される面が大きいと考えられる。この仮説のもと、(3)公教育支出および私教育費の量的・質的特徴と、労働・社会保障システムとの相関性について分析する。

公教育の私費負担依存構造、あるいは教育の無償化という古くて新しい課題の解消のため、申請者が対象としてきた教育の無償性原理をいかに具体化・制度化しうるのか、比較分析を通じて明らかにし、わが国の教育財政システムの課題を析出する。

### 3. 研究の方法

#### (1) 無償制度に関する教育財政・租税法制の整理

まず、日本との比較にあたり、無償制度がより確立している国家(フィンランド、ノルウェイなど欧州の社会民主主義型国家)を対象として教育財政法制と税制の基礎的な整理を政府機関の統計、関係論文などの情報収集を通じておこなう。また、これまでの科研費研究において、無償制度が確立しているはずの欧州各国で私費負担や権利をめぐる問題状況が発生していることを国連社会権委員会の文書によって確認している。無償制度を実施する上での問題は、日本においても今日的・将来的に対応を要する課題であるが、これまで明らかにされていないため、欧州での問題状況を整理する。

#### (2) 私費負担の対象・費用の整理、比較分析

本課題は次の2つの方法を取る。(1)上記無償制度が確立している北欧諸国の私費負担の詳細な調査・分析をおこなう。これまでの教育財政研究において、諸外国の私費負担については、マクロな統計や情報は明らかにされてきたが、日本の「学校徴収金」に相当する費用および費目、私教育への家計支出など、その具体的内容はこれまで明らかにされておらず、未整理であるといつてよい。これについては、法制度以外に学校裁量の部分もあると考えられるため、いくつかの学校を事例として調査をおこなうこととする。また併せて、政府機関および教育機関とメールによってコンタクトを取り、各機関に訪問し、次項の情報収集を兼ねて、インタビュー調査と資料収集をおこなう。(2)有償制を取っているアメリカの高等教育における授業料減免制度の調査・分析をおこなう。アメリカの高等教育の授業料は一般的には「高い」と整理されているが、これまでの科研費によるアメリカ調査において、実際には学生の家計状況や社会的立場による減免制度が発達しており、「正味の授業料」( 'net tuition' )という概念が一般化していることが分かっている。このシステムの詳細について、現地においてさらに調査を進めることとする。

#### (3) 労働・社会保障法制の整理、比較分析

わが国が参考とすべき無償制度や減免制度が、社会において効果的に作用するための前提条件が、保護者・教職員の労働システムや育児サービス等の社会保障システムにあるという仮説のもと、上記1・2で対象とした各国の労働法制および社会保障法制を整理する。ここから、教育財政法制と労働・社会保障法制の適切な組み合わせの分析をおこなう。これにより、教育の無償性を保障する教育財政、および労働・社会保障システムを構築する際の、わが国の法制度的課題が明らかにする。

### 4. 研究成果

・田中秀佳「新自由主義教育改革と大学」民主教育研究所『人間と教育』107、旬報社、2020年9月、76-83頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 田中秀佳	4. 巻 107
2. 論文標題 新自由主義教育改革と大学	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間と教育	6. 最初と最後の頁 76,83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------